

◎条文に関すること

	【意見】	【検討結果】
前文	①前文で市民の「使命感の育成」という文言を入れたらどうか。	①「使命感の育成」は前文中の「市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、私たち市民が積極的に参加し」に含まれた精神であると考えます。
第2条	①「市民」は憲法の「国民」や他の法律の「住民」などで解釈が違うが山陽小野田市に住んでいる全ての人を含むのか。	①この条例では、「まちづくり」に関わるという観点から、「市民」を「市内に在住、在勤または在学するすべての個人及び市内に事業所を有する法人、その他の団体」と規定しています。従って、市内に住む全ての人を含みます。
	②市民の定義について、外国人は含まれるのか。事業所へ市外から勤務する者はどうか。	②どちらも、含むものと考えています。
	③今後、NPOやボランティア団体が今後大きな力になってくると思うが、どう捉えているか。	③第2条2号に含めて考えています。すべての市民がまちづくりの主役であると考えています。
第3条	①市、市民及び議会は、互いに人権を尊重します。」の「互いに」は、「それぞれ」のほうがよいのではないか。	①第1条の目的を達成するということを考慮すると、双方向性を強調する「互いに」の方が適切であると考えます。
第4条・第5条	①「参画」と「参加」の使い分け（違い）について	①参加とは、市民が公共的課題の解決に向けて、行政や社会に対して何らかの影響を与えようとする行為です。その中でも、特に、市民が行政の政策形成過程または計画の立案段階から直接的または間接的に関わることを参画としています。

第4条・第5条	②自治体経営に市民が参加というのは、具体的にどのようなことを想定しているのか。	②市政に市民の意見が取り入れられ、市政に市民が参画していくということです。
	③ 第4条の第3項に次の事項を追加されたい。 「3 市民は市管理施設を有効活用する権利を有します。」 (解説) 市有財産である、庁舎、公民館、図書館、運動設備(体育館)等の使用目的に沿った管理規定は、条例又は規程等で取扱われている。これらの施設を有効活用させる義務規程を設定した。	③個別の施設の管理規定等で定める内容であると考えます。
第7条	①青少年及び子どもの権利があるが、65歳以上人口が増加し、高齢化社会になる中、経験や技能を「まちづくり」に役立てるため「老壮年の義務」を入れてはどうか。	①「市民」「青少年及び子ども」においては素案策定の中ですでに討議し、市政に対し意見する機会がほとんどないと考えられる青少年等をここで特別に記述しました。老壮年については市民に含まれ、市民としての権利が行使出来ますので、あえて取り上げていません。
	②「青少年及び子ども」とあるが、青少年と子どもはどのような基準で考えているのか。子どもは12歳以下をいうのか。19歳以下をすべて「子ども」として扱ってはどうか。	②条文の最初に20歳未満の・・と加える。 少年法や児童福祉法では子どもの定義は18歳未満であるが、ここでは「20歳以上の成人」と区別するため、あえて20歳未満の市民を「青少年及び子ども」としました。
第8条	①議会基本条例制定の動きがあるが、そちらの方と(制定の)タイミングはうまく合致するのか。	①議会基本条例は、これから議会で検討されます。 この自治基本条例素案は3月に市長に提出します。議会への上程はまだ先のこととなりますのでうまく足並みが揃えばよいと考えています。
第10条	①市長の長期在任とは具体的に何年を言うのか。漠然として判りにくいのははっきりできないのか。	①条例については、法律を逸脱してはならないことから、この項は公職選挙法に抵触する恐れがあるので、具体的に2期とか3期とか示すことは出来ません。第5項の表現についても、立候補者に支障が無い様に修正します。 *5項を、「市長は、長期在任による市政活力の低下などの弊害を招かないように努めなければなりません。」に改めます。

第10条	②第10条第3項に次の事項を追加されたい。 「3 市長は、市有資産を市民に有効活用が図られるように務めなければならない。」	②個別の管理規定等で定める内容であると考えます。
	③「マニフェスト」の定義がはっきりしない。「公約」と違うのか。「マニフェスト」でないといけないのか。	③4項を「市長は立候補時に期限、財源等の具体的な数値目標を掲げた政策公約を公表し、・・・」に改めます。
第10条・第12条	①職員の教育の必要性について触れてあるが、実際に教育は計画的に行われているのか。	①人材育成基本方針があり、その個別の規則や要綱に従って計画的に行われています。
第14条	①「総合計画」において、今までの総合計画については、計画と実績のギャップに対する分析とその対応ができていなかった。「行政評価」の規定はあるが、市政運営上の基本となる包括的な「総合計画」に分析し、その結果を計画に反映することを明記すべきではないか。	①この第14条の第2項に含まれると考えています。
第16条	①「公益通報」の制度化をするのか。	①具体的に制度化することを意図しています。現在「山陽小野田市職員等公益通報制度実施要綱」は策定されていますが、適法かつ公正な市政運営を行うために制度として規定しています。
	②「公益通報制度」について、内部告発することに対してかなりの抵抗（不利益を被る）があるのではないか。	②③他市でも取り入れている例があります。また、「不正を見逃さず、不当要求に屈しない」という、市政運営上の強い意志の表明と捉えています。
	③不正を前提としたもの（公益通報制度）を自治基本条例に載せるのは相応しくないのではないか。	
	④「遵守」は「順守」では？	④関連法規に従い「遵守」を用いました。

第18条	①市民評価を入れること。	①「行政評価」の中に市民評価も含まれると考えています。
第19条	①監査について、単に事務監査のみならず、行政監査を規定するならば、それに対して協力する条項も必要ではないか。	①協力するのは当然のことで、あえて規定する必要はないと考えています。
第20条	①「意見・要望・苦情等」について、口頭ではいけないのか。	①ここでは規定していません。状況に応じていろいろな方法があり、それを妨げるものではありません。
第22条	①出資法人等に対して、指導でよいのか。直接監査が必要ではないか。	①ここでは、情報の公開について規定したものであり、監査については地方自治法199条7項に規定があり、可能です。
第24条	①解説中、「首長」とあるが、「市長」のほうがよいのではないか。	①「市長」に修正します。
	②（公聴機能の強化）について、行政では一般的に「広聴」が使われているが、どうか。	②市の組織名称に合わせて「広聴」に修正します。
第26条	①検討中の情報まで公開が必要か。かえって混乱するのではないか。	①検討の過程を公表するという意味です。公表は必要ですが、混乱を招くような公表は避けるべきです。パブリックコメントを実施する計画を明確にするために条文を修正します * 2項を「市は前項に規定する計画の策定にあたっては・・・」に改めます。
	②「パブリックコメント」の対象は、法律で規定されていないものまで含むのか、また、意見を求める対象は限定されることもあるのか。	②法律等で規定されているものや、その性格上適さないものについては除外されます。また、限定的な市民の意見を聞くという場合は、公聴会等の手段があります。

<p>第31条</p>	<p>①危機管理の「危機」とは、どういうことを想定しているのか。</p>	<p>①震災、水害のような自然災害だけでなく、テロ行為、爆発等の人為的災害も想定しています。</p>
<p>第33条</p>	<p>②第2項に「危機管理意識の醸成」とあるが、いたずらに危機感を煽るといふ心配はないか。</p>	<p>②危機管理の意識を高めることは、災害等に対して備えるという意味で必要と考えています。</p>
<p>第33条</p>	<p>①最高規範という表現について最高規範というからにはそれなりの権限や効力が生まれているはず。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙とこの条例はどちらが優先するのか。</li> <li>・議会とこの条例はどちらが優先するのか。</li> <li>・条例が議決されればこの言葉は生かされるが、この言葉のために議会の通過が危うくなるのではないか。</li> <li>・この条例には市民憲章の精神が込められているので、一つの言葉にこだわらず、議会を通過すること、実を取ることに心がけてほしい。</li> </ul>	<p>①条例に優劣はつけられません。第33条に示すようにこの条例は、「市民が主役のまちづくり」とそのための市政運営等について基本的な事項を定めたものであり、市が定める条例・規則等や制度はこの条例の趣旨を最大限尊重したものでなければならないという趣旨から最高規範という位置付けとしましたが、この趣旨を最大限尊重してほしいとするのが精いっぱい、特別の権利権限をこの条例に持たせることはできないと考えています。</p>
<p>第33条</p>	<p>②最高規範性を謳っているが、この条例に違反する条例案が提出された時の対応や、この条例が守られなかったときの対応は・・・罰則規定がない以上、ただ理念を掲げただけで終わってしまうのでは。</p>	<p>②・③この条例は市民が守り育てていく条例なので、罰則を設けることは馴染まないと考えています。罰則が必要な場合は、個別の条例で規定することになると考えます。</p>
<p>第33条</p>	<p>③憲法であれば順法か否かの判断は司法で行うことができる。この条例には罰則がないと思うので、この条例が遵守され、行政に反映されているかどうかの監視、評価をどこがどの様に行うかが不明確せある。この点を明確にされないとこの条例自体が理念に終わってしまう恐れがある。</p>	

◎条文全般に関すること

	【意見】	【検討結果】
	①「しなければなりません。」と「します。」の使い分けについて、意図は理解できるが、条文によってははっきりしない、入れ替えた方がよいものも見受けられる。もう一度検討いただきたい。	①この表現については、条文を再検討しました。
	②本文の中に片仮名文字が多い。 できれば適切な日本語に置き換えてはどうか。	②日本語を併記することを考慮するか、日本語が適切な場合は置き換えます。
	③条文に解説も入れるのか。	③条例そのものには、解説はありませんが、広く周知する際には、わかりやすく解説をつけることを考えています。
	④施設などの市有財産の有効利用の規定を入れるべき。	④17条の解説に加えます。 *「2項の「財源」には、市有財産の有効活用も含まれる。
	⑤この条例には当たり前のことがたくさん書いてあるが、当たり前のことを条例として定める必要があるのか。	⑤市政運営上の基本的なよりどころとして定め、市民が理解しておく必要があると考えます。 この条例は、市政への市民参加の仕組みを充実することと、市民によるまちづくり活動を応援することにより、多くの方がまちづくりに参加することを目指すものです。この条例が制定されることにより市民、議会、行政が共通の認識を持って、条例と整合を図りながら具体的な取り組みを効果的に進めることができると考えています。
	⑥研鑽、負託、醸成～具体的に表現を	⑥研鑽・・・「研さん」とします。 負託、醸成・・・常用漢字であり適当と考えます。
	◎市民憲章について述べる必要性はないか。	◎市民憲章の精神を踏まえて条例を策定しました。